

○鹿追町議会傍聴規則

昭和62年3月23日

議会規則第2号

改正 平成26年4月17日議会規則第3号

令和元年8月13日議会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の定員は、30人とする。ただし、議長が認めた場合は定員を変更することができるものとする。

(傍聴券)

第4条 議長は、傍聴券を交付するものとする。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。ただし、議長が認めた場合は、この限りではない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他議事を妨害するおそれがあると議長が判断する者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 携帯電話、スマートフォン等による通話（着信音を発することを含む。）をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年5月1日から施行する。
- 2 従前の議会傍聴規則は、これを廃止する。

附 則（平成26年議会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。